

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、新キャンパスにおけるエネルギー方式の策定について計画どおりの取組が行われていないため、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 「2項目別評価」の申立てに関連して削除をお願いするものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 新キャンパスにおけるエネルギー方式については、基本設計としての「基本方針」の策定と、「具体的な方式」の策定の2段階で行う計画としている。平成19年度の年度計画では、「新キャンパスにおけるエネルギー方式の策定を行う。」とされており、基本設計としての「基本方針」は策定されているものの、「具体的な方式」の検討には至っていないことから、年度計画を十分に実施したとはいえないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (2) 財務内容の改善 【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】</p> <p>【原文】 ○ 年度計画【210】「引き続き省エネルギー対策等の改善を行い、各部局と連携・協力して光熱水費削減を推進する。また、新キャンパスにおけるエネルギー方式の策定を行う。」(実績報告書57項)については、新キャンパスにおけるエネルギー方式の基本設計を設定しているものの、策定までには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 新キャンパスにおけるエネルギー方式の策定は、基本方針の策定と具体的な方式の策定の2段階で行う計画としている。</p> <p>まずは、基本設計において、自然エネルギーの有効活用や省エネ・省資源等の観点から、新キャンパスに導入できる方式について検討を行い、太陽光や太陽熱利用、自然通風利用、地下水利用、雨水利用、排水再利用、GHP空調方式の採用、集中検針システムの導入等を基本方針として策定した(平成19年度上半)。</p> <p>また、具体的な方式の検討については、詳細な設計条件が必要になることから実施</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p>

設計時に行うこととしており、

- ・ 土木に係る事項は土木実施設計 (H19-20)
 - ・ 建物に係る事項は建物実施設計 (H20-21)
- で、それぞれ策定する計画としている。

当初よりこういった計画で進めてきていることから、年度計画における「エネルギー方式の策定を行う。」は正確性を欠く表現ではあるものの、実施設計での継続策定を踏まえつつ、19年度については基本設計（基本方針）の策定を意図して設定したものである。

また、実績報告書においては、基本設計（基本方針）の策定は完了していることから「策定済み」とすべきところ、エネルギー方式全体の策定完了時期が建物の実施設計が完了する平成21年度中頃になることから「策定中」としたもので、曖昧かつこれに対する十分な説明が不足していた。

しかし、一方で、地下水や雨水利用、排水再利用については土木の実実施設計において19年度中に策定を終えるなど、整備の進捗に合わせて順次策定していることから進捗に遅れが生じていることはなく、さらにGHP空調方式の採用など、建物関連であっても先行して検討できるものについては先行して検討・策定してきていることから、むしろ当初計画より進捗している状況となっている。

平成19年度計画の進捗状況は上記のとおりであり、本学としては「年度計画を十分には実施していないものと認められる」という評価結果には当たらないと考えていることから原文の削除についてご検討いただきたい。